



山形県公報

平成29年4月7日(金)
第2834号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 置賜広域病院組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止……………(市町村課) ……405
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業政策課) ……406
- 同……………(同) ……408
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……409
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……410
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同) ……411
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁総務課) ……同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第270号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、置賜広域病院組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第271号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|----------------------|-----------------------------|----------|------------|
| 医療法人舟山病院             | 舟山病院訪問介護事業所<br>米沢市駅前二丁目4番8号 | 介護予防訪問介護 | 平成29. 4. 7 |

## 山形県告示第272号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                 | 検査期日                 |                        | 検査場所                     | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|-------------------------------|----------------------|------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 山辺町  | 計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり | 平成29年6月1日            | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 中央公民館                    | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 中山町  |                               | 同 月2日                | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 中山町役場                    |                            |
| 米沢市  |                               | 同 月5日                | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 万世コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同                    | 午後1時から<br>午後2時30分まで    | 上郷コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同 月6日                | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 窪田コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同                    | 午後1時から<br>午後2時まで       | 三沢コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同                    | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで | 南原コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同 月7日                | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 東部コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同                    | 午後1時から<br>午後3時まで       | 西部コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同 月8日                | 午前10時から<br>午後3時まで      | 北部コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 同 月9日                | 午前10時から<br>午後3時まで      | 南部コミュニティセンター             |                            |
|      |                               | 西川町                  | 同 月12日                 | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで |                            |
| 同    |                               |                      | 午後1時から<br>午後3時まで       | 西川町役場                    |                            |
| 朝日町  |                               | 同 月13日               | 午前10時から<br>午後2時まで      | 朝日町開発センター                |                            |
| 大江町  |                               | 同 月14日               | 午前10時から<br>午後2時まで      | 大江町民ふれあい会館               |                            |
| 河北町  |                               | 同 月15日               | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 溝延研修センター                 |                            |
|      | 同                             | 午後1時から<br>午後2時まで     | 農村環境改善センター             |                          |                            |
|      | 同 月16日                        | 午前10時から<br>午後2時30分まで | 河北町職業訓練センター            |                          |                            |
|      | 同 月19日                        | 午後1時から<br>午後3時まで     | 平田総合支所                 |                          |                            |
|      | 同 月20日                        | 午前10時30分から<br>正午まで   | 定期船飛島勝浦港発着所            |                          |                            |
|      | 同 月21日                        | 午後1時から<br>午後3時まで     | 松山農村環境改善センター           |                          |                            |

|       |   |       |                         |                       |
|-------|---|-------|-------------------------|-----------------------|
| 酒 田 市 | 同 | 月22日  | 午前9時30分から<br>正午まで       | 八 幡 総 合 支 所           |
|       | 同 |       | 午後1時30分から<br>午後4時まで     | 酒 田 市 総 合 文 化 セ ン タ ー |
|       | 同 | 月23日  | 午前9時30分から<br>午後3時まで     |                       |
|       | 同 | 月26日  | 午後1時から<br>午後4時まで        |                       |
|       | 同 | 月27日  | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |                       |
|       | 同 | 月28日  | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |                       |
|       | 同 | 月29日  | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |                       |
|       | 同 | 月30日  | 午前9時30分から<br>午後3時まで     |                       |
| 川 西 町 | 同 | 年7月4日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 川 西 町 民 総 合 体 育 館     |
|       | 同 | 月5日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                       |
| 高 畠 町 | 同 | 月6日   | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 糠 野 目 生 涯 学 習 セ ン タ ー |
|       | 同 |       | 午後1時から<br>午後2時まで        | 和 田 地 区 公 民 館         |
|       | 同 | 月7日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 中 央 公 民 館             |
| 遊 佐 町 | 同 | 月13日  | 午後1時から<br>午後4時まで        | 遊 佐 町 民 体 育 館         |
|       | 同 | 月14日  | 午前9時30分から<br>午後2時まで     |                       |
| 南 陽 市 | 同 | 月18日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 南 陽 市 文 化 セ ン タ ー     |
|       | 同 | 月19日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                       |
|       | 同 | 月20日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 南 陽 市 役 所             |
|       | 同 | 月21日  | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                       |
| 上 山 市 | 同 | 月24日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 上 山 市 役 所（南側車庫<br>棟前） |
|       | 同 | 月25日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  |                       |
| 小 国 町 | 同 | 年8月2日 | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 小 国 町 役 場（東側駐車<br>場）  |
| 飯 豊 町 | 同 | 月3日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 飯 豊 町 町 民 総 合 セ ン タ ー |
| 白 鷹 町 | 同 | 月4日   | 午前10時から<br>午後2時まで       | 白 鷹 町 役 場             |

|      |   |      |                        |            |
|------|---|------|------------------------|------------|
| 長井市  | 同 | 月21日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 長井市役所      |
|      | 同 | 月22日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで   |            |
| 寒河江市 | 同 | 月23日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 寒河江技術交流プラザ |
|      | 同 | 月24日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 寒河江市役所     |
|      | 同 | 月25日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで |            |

山形県告示第273号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日                                           | 検査場所                                         | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|
| 米沢市  | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 平成29年6月1日から<br>同 年12月22日まで<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在の場所又は指定定<br>期検査機関が指定する<br>場所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 酒田市  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 寒河江市 |                                               |                                                |                                              |                            |
| 上山市  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 長井市  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 南陽市  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 山辺町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 中山町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 河北町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 西川町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 朝日町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 大江町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 高畠町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 川西町  |                                               |                                                |                                              |                            |
| 小国町  |                                               |                                                |                                              |                            |

|       |  |  |  |
|-------|--|--|--|
| 白 鷹 町 |  |  |  |
| 飯 豊 町 |  |  |  |
| 遊 佐 町 |  |  |  |

**山形県告示第274号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年4月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 北村山郡大石田町大字大浦字中ヶ袋1233番38から<br>同 1233番83まで | 旧    | 20.4メートル<br>} 9.8  | 230メートル |
| 同 上                                      | 新    | 32.0メートル<br>} 11.4 | 同 上     |

**山形県告示第275号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年4月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 東根市大字長瀬字松沢4245番2から  
同 4183番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月7日

**山形県告示第276号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年4月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                     |
|--------------------|---|------|--------------------------|------------------------|
| 飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬79番から |   | 旧    | 33.3 <small>メートル</small> | 15 <small>メートル</small> |
| 同 久田64番6まで         |   |      | 17.0                     |                        |
| 同                  | 上 | 新    | 19.3 <small>メートル</small> | 同上                     |
|                    |   |      | 17.0                     |                        |

**山形県告示第277号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年4月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                        |
|------------------|---|------|--------------------------|---------------------------|
| 鶴岡市茨新田字上山根39番1から |   | 旧    | 62.0 <small>メートル</small> | 1,940 <small>メートル</small> |
| 同 辻興屋字三丁場48番1まで  |   |      | 17.0                     |                           |
| 同                | 上 | 新    | 61.0 <small>メートル</small> | 同上                        |
|                  |   |      | 17.0                     |                           |

**山形県告示第278号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 酒田都市計画第一種市街地再開発事業
  - (2) 名称 酒田駅前地区第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧の場所
 

県土整備部都市計画課

**山形県告示第279号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 酒田都市計画第一種市街地再開発事業
  - (2) 名称 酒田中町二丁目地区第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧の場所
 

県土整備部都市計画課

**山形県告示第280号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
酒田都市計画高度利用地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第281号**

次の開発行為は、完了した。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年10月14日 指令村総建第213号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字寒河江字内の袋35番1、35番2、35番3、35番4、35番5、35番6、35番7、35番8、35番9、35番10、35番11、35番12、35番13、35番14、35番15、35番16、35番17、35番18、35番19、35番20、35番21、35番22、35番23、35番24、35番25、35番26、35番27、35番28、35番29、35番30、35番31、35番32、35番33、35番34、35番35、35番36、35番37、35番38、35番39、35番40、35番41、35番42、35番43、35番44、35番45、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番2、字寺山乙1090番1、乙1090番2、字内の袋45番地先道、49番地1先水路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年3月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 高齢者の住みよい環境づくりを支援する会 A p i l a
  - (2) 代表者の氏名  
渡辺 尚浩
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市大手町2番66号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、この先の人口減少にともなう高齢化率の増加に備え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、また住みよい環境づくりの推進と、まちづくりの推進、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤     | 正       |
|-------------|------------|-----|------|-------|---------|
| 平成29. 3. 31 | 号外 (11)    | 13  | 下から5 | 政令第 号 | 政令第118号 |